

名義後援取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市が各種事業を後援する基準及び手続き等について必要な事項を定める。

(申請)

第2条 事業を行う団体は、西宮市の後援を受けようとするときは後援申請書（様式第1号）により申請しなければならない。

(後援基準)

第3条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、次の各号のすべてに該当する場合に限り、当該申請に係る事業の後援を承認することができる。

- (1) 一般市民を対象とした事業（市民がその行事に参加又は見学できるもの）であること。
- (2) 文化的な行事（主として市民福祉の増進と地域社会の発展に寄与することを目的としたもの）であること。
- (3) 営利を目的としたものでない（実費等参加費を徴収するときは、その額が適当である）こと。
- (4) 市の施策にあったもので、特に政治・宗教活動に利用される恐れがないこと。

(承認)

第4条 市長は、後援の承認を決定したときは、申請を行なった団体に対して後援決定通知書（様式第2号）により通知する。

(名義使用上の条件)

第5条 市長は名義後援の承認に際して、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 対象となる事業以外に名義を使用しないこと。
- (2) 申請内容に変更のあった場合は直ちに届出ること。
- (3) 事故等が発生した場合は、事業者の責任において対応・処理し、直ちに報告すること。また、その際、市は一切の責任を負わない。
- (4) その他特に必要と認める事項。

(事業報告)

第6条 後援の承認を受けた団体は、事業終了後、速やかに後援事業の実施報告書(様式第3号)により、市長に実施事業の報告をするものとする。

(承認の取消し)

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合は、第4条の規定による承認を取り消すものとする。

- (1) 第2条の規定による申請の内容が虚偽の場合
- (2) 市の指示事項又は名義使用上の条件に反する場合
- (3) その他市長が不適切と判断した場合

(細則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、実施について必要な事項は、別に定めるものとする。

付 則 この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

付 則 この要綱は、平成22年8月1日から実施する。

付 則 この要綱は、令和3年1月4日から実施する。

西宮市長様

(申請者) 団体名

代表者名

住 所

電話番号

後 援 申 請 書

下記のとおり事業を計画しておりますので、後援して下さるよう申請いたします。

記

事 業 名	
事 業 の 目 的	
主 催 者	
実施期間または日時	
実 施 場 所	
対象参加予定人員	
事業の内容 (概要)	
後 援 内 容	名義後援
参 考 事 項	(1) 他に後援依頼をしている依頼先 (2) 入場料、出品料等徴収の有無及びその額 (3) その他
連絡責任者の住所・氏名・電話番号	
申 立 事 項	この事業は、営利を主たる目的とするものではなく、かつ、政治活動または宗教活動とは関係ありません。
添 付 資 料	会の会則又は規約、役員構成表、事業計画書、予算書、その他

西 発 第 号
年 月 日
(年)

様

西宮市長 ○ ○ ○ ○

後援について（通知）

先般、申請のありました「」につきましては、下記のとおり後援を決定いたしましたので、通知いたします。

なお、事業実施後、別添の『後援事業の実施報告書』にてご報告ください。

記

1. 後援内容 名義後援
2. 実施報告書提出先

以 上

後援名義の使用にあたっては、以下の点を遵守してください。

- (1) 対象となる事業以外に名義を使用しないこと。
- (2) 申請内容に変更のあった場合は直ちに届出ること。
- (3) 事故等が発生した場合は、事業者の責任において対応・処理し、直ちに報告すること。また、その際、市は一切の責任を負いません。

以下に該当する場合、承認を取消すことがありますのでご注意ください。

- (1) 申請内容が虚偽の場合
- (2) 市の指示事項又は名義使用上の条件に反する場合
- (3) その他市長が不適切と判断した場合

西宮市長様

団体名

代表者名

住所

電話番号

後援事業の実施報告書

下記のとおり実施したので報告します。

記

事業名称	
主催者	
実施日時	
実施場所	
参加人員	
入場料 出品料 等徴収の有無	
他の後援団体名	
実施の状況	

なお、プログラム等の資料を添付してください。